

教育委員会定例会議事日程

平成31年4月19日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

「榎が丘小学校」「すすき野中学校」「緑図書館」「青葉おはなしフェスティバル実行委員会」の文部科学大臣表彰の受賞について

3 報告案件

教委報第1号 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の制定に関する臨時代理報告について

教委報第2号 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正に関する臨時代理報告について

教委報第3号 横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正に関する臨時代理報告について

教委報第4号 教職員の人事に関する臨時代理報告について

4 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 3/12 こども青少年・教育委員会
- 3/15 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査）
- 3/18 予算第一特別委員会（採決）
- 3/19 本会議（第6日） 予算議決、*追加議案議決

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 卒業式関係
- 3/29 学校管理職等辞令交付式ほか
- 4/1 新規採用教職員辞令交付式
- 4/1 教育委員会事務局職員辞令交付式
- 4/3 左近山特別支援学校開校宣言式
- 4/3 第1回全体校長会議
- 入学式関係

(2) 報告事項

- 「榎が丘小学校」「すすき野中学校」「緑図書館」「青葉おはなしフェスティバル実行委員会」の文部科学大臣表彰の受賞について

3 その他

横浜
読書

「榎が丘小学校」「すすき野中学校」「緑図書館」

「青葉おはなしフェスティバル実行委員会」

が文部科学大臣表彰を受賞します

【概 要】

文部科学省では読書活動の一層の推進に資するため、特色のある優れた実践を行っている学校・図書館・団体(個人)に対し、その功績をたたえ文部科学大臣表彰を行っています。

このたび横浜市では、「榎が丘小学校(青葉区)」と「すすき野中学校(青葉区)」の2校、「緑図書館(緑区)」の1館、「青葉おはなしフェスティバル実行委員会(青葉区)」の1団体が、平成31年度「子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体」に選ばれました。

【表彰式】

日 時：平成31年4月23日(火) 午後1時から午後4時50分まで(予定)

平成31年度「子ども読書の日」記念“子どもの読書活動推進フォーラム”にて

会 場：国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区代々木神園町3-1)

【活動の様子】



榎が丘小学校「全校で行ったペア読書の様子」



すすき野中学校「小学生への読み聞かせ」



緑図書館「ビブリオバトル体験ワークショップ」



青葉おはなしフェスティバル実行委員会
「青葉おはなしフェスティバルエンディング」

裏面あり

【活動内容（特色ある活動例）】

横浜市立榎が丘小学校（青葉区）

朝会の校長先生の話に関連する本の特設コーナーを学校図書館に設けたり、「ファミリー読書シート」を配布して家族の読書記録をとるようにしたりして、読書活動が幅広く展開されています。授業を行う教員と資料を提供する学校司書が連携を図り、学校図書館を利活用した授業実践も増えています。平成30年度には、PTA広報紙が学校図書館を特集し、保護者や地域からも一層注目を集めています。

横浜市立すすき野中学校（青葉区）

学校司書とボランティアが協働して、季節や時事に関する展示を工夫し、細部まで行き届いた学校図書館の環境整備を行っています。学校司書が新聞記事をスクラップして、授業で活用できる工夫もしています。近隣の小学校の図書委員が中学校の図書委員会の活動を体験したり、中学校の図書委員が小学校に読み聞かせの訪問をしたりする等、読書活動を通じた小中交流の活動に特色があります。

横浜市緑図書館（緑区）

乳幼児期から青年期まで、切れ目のない読書支援に取り組んでいます。

乳幼児向けには、わらべうたや読み聞かせ講座のDVD作成や乳幼児向けの絵本のセット貸出を実施しています。小学生向けに市内で初めて「はじめてのものがたりコーナー」を設置したほか、「夏休み子どもクラブ」として工作会や講演会を開催しています。さらに、中高生を対象とした、ビブリオバトル体験ワークショップや、「中高生のための文章術講座」などを開催し、子どもの発達段階ごとに効果的な取り組みを行っています。

青葉おはなしフェスティバル実行委員会（青葉区）

青葉おはなしフェスティバルは青葉区で活動する30を超えるボランティアグループが年に1回、1日中複数の会場でおはなし会をする、市内最大級のおはなし会です。平成30年度は11月に行いました。参加者は1,000人を超えることもあり、毎年多くの子どもたちが楽しみにしています。

この実行委員会は20年にわたりフェスティバルを開催し、地域におはなしの輪を根付かせ、ボランティアをけん引してきました。様々な読書関連団体の情報共有の場ともなり、地域コミュニティ形成の一助を担っています。

■活動の詳細についてのお問合せ

横浜市立榎が丘小学校 校長 仲川 美世子 (Tel 045-983-1067)

横浜市立すすき野中学校 校長 高良 理 (Tel 045-901-5896)

横浜市緑図書館 館長 加藤 光 (Tel 045-985-6331)

青葉おはなしフェスティバル実行委員会

(連絡先：横浜市山内図書館 Tel 045-901-1225)

■表彰式の取材を希望される場合のお問合せ

「子どもの読書活動推進フォーラム」運営事務局 (Tel: 03-6326-8032)

教委報第1号

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の制定に関する臨時代理報告について

「横浜市教育委員会達第3号 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程」の制定については、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成31年3月27日教育長において臨時代理を行ったため、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

平成31年4月19日提出

教育長 鯉渕 信也

報告理由

「横浜市教育委員会達第3号 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間等に関する規程」の制定については、急施を要し、教育委員会会議を開くいとまがなかったことから、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成31年3月27日教育長において臨時代理を行ったため、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

横浜市教育委員会達第3号

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 渕 信 也

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成31年3月人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）第3条第2項及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる教育委員会の任命に係る一般職職員（以下「横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 規則第3条第2項に基づき定める勤務時間の割振り、休憩時間及びその組別は、別表第1のとおりとする。

2 職員の組別は、所属長が定める。

(委任)

第3条 この規程の施行に必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この達は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この達は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

別表第1（第2条）

組 別	勤 務 時 間	休 憩 時 間
1 組	午前7時15分から午後4時まで	勤務時間の途中に1時間を与える。

2 組	午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで
3 組	午前 7 時 45 分から午後 4 時 30 分まで
4 組	午前 8 時から午後 4 時 45 分まで
5 組	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで
6 組	午前 9 時から午後 5 時 45 分まで
7 組	午前 9 時 15 分から午後 6 時まで
8 組	午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで
9 組	午前 9 時 45 分から午後 6 時 30 分まで
10 組	午前 10 時から午後 6 時 45 分まで
11 組	午前 10 時 15 分から午後 7 時まで
12 組	午前 11 時 15 分から午後 8 時まで
13 組	午後 零時 15 分から午後 9 時まで
14 組 (1)	午前 8 時 30 分から午後 7 時まで
14 組 (2)	午前 9 時から午後 4 時 まで
15 組 (1)	午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
15 組 (2)	午前 10 時から午後 4 時 まで

(備考)

- 1 11 組、12 組及び13 組は、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。
- 2 14 組及び15 組は (1) 及び (2) を一つの組合せとして割り振るこ

ととする。

- 3 規則第6条第1項第2号又は第3号の規定に基づく申告の場合は、4組、5組及び6組に限る。

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の 制定に関する臨時代理報告について

1 制定の趣旨

「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例(昭和26年12月条例第61号)」等の改正(平成31年3月25日公布)及び「職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則(平成31年3月20日横浜市人事委員会規則第6号)」の制定により、フレックスタイム制度勤務が本格的に導入されました。

この制度の施行に伴い市長部局で「フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程」が制定されましたが、教育委員会に勤務するフレックスタイム勤務制度の対象である職員のうち、図書館に勤務する職員の勤務時間は「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程(昭和39年8月教委令達第1号)」に規定されており、市長部局の規定を準用することができないため、個別に制定する必要があったものです。

2 施行期日

平成31年4月1日

3 臨時代理報告となった理由

「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の制定に係る市会議案は、平成31年3月19日の横浜市会定例会本会議において議決され、平成31年3月25日公布されました。

また、市長部局におけるフレックスタイム勤務制度の関係規則の制定が平成31年3月20日であり、教育委員会事務局はそれ以降の制定となることから、同制度の施行までの間に教育委員会を開催するいとまがなく、教育長に委任する事務等に関する規則(昭和29年2月横浜市教育委員会規則第1号)第3条第2項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理したものです。

4 制定内容

- (1) フレックスタイム勤務制度の勤務時間の割振りの設定(試行と同じ)
- (2) 承認者は所属長

《参考》

平成31年3月19日議決	「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例(昭和26年12月条例第61号)」等の改正
平成31年3月20日制定	「職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則(人事委員会規則第6号)」
平成31年3月29日制定	「フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程」(達第3号)

教委報第2号

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正に関する臨時代理報告について

「横浜市教育委員会達第5号 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程」の一部改正については、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成31年3月27日教育長において臨時代理を行ったため、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

平成31年4月19日提出

教育長 鯉渕 信也

報告理由

「横浜市教育委員会達第5号 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程」の一部改正については、急施を要し、教育委員会会議を開くいとまがなかったことから、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成31年3月27日教育長において臨時代理を行ったため、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

横浜市教育委員会達第5号

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和39年8月
横浜市教育委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

第1条中「、休憩時間及び休業日の振替」を「及び休憩時間」に
改める。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 新旧対照表

旧規程	新規程
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例 (昭和26年12月横浜市条例第61号)第6条(横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成26年12月横浜市条例第77号)の規定により適用する場合を含む。)の規定に基づき、教育長及び教育委員会の任命に係る一般職職員(横浜市立の学校に勤務する職員のうち用務員及び給食調理員以外の職員並びに臨時的任用の職員を除く。以下「職員」という。)の勤務を要しない日、勤務時間、休憩時間及び休業日の振替(以下「勤務時間等」という。)については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例 (昭和26年12月横浜市条例第61号)第6条(横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成26年12月横浜市条例第77号)の規定により適用する場合を含む。)の規定に基づき、教育長及び教育委員会の任命に係る一般職職員(横浜市立の学校に勤務する職員のうち用務員及び給食調理員以外の職員並びに臨時的任用の職員を除く。以下「職員」という。)の勤務を要しない日、勤務時間及び休憩時間(以下「勤務時間等」という。)については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。</p>

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正に関する臨時代理
報告について

1 改正の趣旨

「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月条例第61号）」の一部改正により、職員の勤務時間についてフレックスタイム制度を導入するとともに、超過勤務命令時間及び休業日の振替に関し必要な事項が規定されました。

この条例の改正に伴い、「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和39年8月教委令達第1号）」の一部改正を行ったものです。

2 改正の内容

図書館職員、用務員、給食調理員等を対象とする「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和39年8月教委令達第1号）」で定めると規定されている、「職員の勤務を要しない日、勤務時間、休憩時間、及び休業日の振替」のうち、「休業日の振替」については、条例に規定が追加され、改めて規程で定める事項がなくなったことから、規程から削除しました。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 臨時代理報告となった理由

「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の制定に係る市会議案は、平成31年3月19日の横浜市会定例会本会議において議決されましたが、議決から同条例の施行までの間に教育委員会を開催するいとまがないことから、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和29年2月横浜市教育委員会規則第1号）第3条第2項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理しました。

また、この改正は、同条例の改正に伴った関連規程の整理のみを行ったもので、これまでの教育委員会における運用と変わるものではありません。

(参考)

「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例」で新たに規定

第3条の2 （勤務を要しない日等の振替）

第3条の4 （正規の勤務時間以外の時間における勤務）

「同条例（第3条の2及び第3条の4）」に基づく規則の制定

「超過勤務及び勤務を要しない日等の振替に関する規則」（平成31年3月20日人委規則第7号）

教委報第3号

横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正
に関する臨時代理報告について

「横浜市教育委員会達第6号 横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程」の一部改正については、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成31年4月1日教育長において臨時代理を行ったため、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

平成31年4月19日提出

教育長 鯉淵 信也

報告理由

「横浜市教育委員会達第6号 横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程」の一部改正については、急施を要し、教育委員会会議を開くいとまがなかったことから、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成31年4月1日教育長において臨時代理を行ったため、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

横浜市教育委員会達第6号

横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程（平成11年3月横浜市教育委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

横浜市教育委員会
教育長 鯉 淵 信 也

題名中「の割振り等」を削る。

第1条中「昭和26年12月横浜市条例第61号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「の割振り等」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条から第8条までを次のように改める。

第6条から第8条まで 削除

第9条第1項中「第2条から第5条までの規定にかかわらず、」を削り、「要しない日は」の次に「、第3条及び第5条の規定にかかわらず」を加える。

第10条を次のように改める。

（育児短時間勤務職員等の休憩時間）

第10条 第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあっては、1日の勤務時間が6時間を超える場合には、高等学校に勤務する校長等にあつては1時間、それ以外の職員にあつては45分の休憩時間を置くものとする。

第11条第1項中「第2条から第5条まで」を「条例第3条並びに第3条、第5条」に、「学校の長（校長代理を含む。以下同じ。）」を「学校長及び校長代理」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 勤務時間を超える勤務及び休日の勤務の命令並びに条例第3条の2の規定による勤務を要しない日及び休日の振替は、当該職員の所属する学校長及び校長代理がこれを専決する。

附 則

（施行期日）

1 この達は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

現行	改正後
<p style="text-align: center;">○横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）の規定に基づき、横浜市立の学校に勤務する職員のうち、用務員及び給食調理員以外の職員（以下「職員」という。）の勤務時間の割振り等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>（勤務時間の割振り）</u></p> <p>第2条 職員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの5日間において、1日について7時間45分を、教育委員会が行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校の円滑な運営上特に必要と認められる場合には、別に勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>（第3条 省略）</p> <p><u>（勤務を要しない日）</u></p> <p>第4条 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校の円滑な運営上特に必要と認められる場合には、別に勤務を要しない日を定めることができる。</p> <p>（第5条 省略）</p> <p>第6条 削除</p> <p><u>（職員の休業日の振り替え）</u></p> <p>第7条 教育委員会は、勤務を要しない日又は休日（以下「休業日」という。）に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、職員に対し、当該休業日に代わる日を与えることができる。</p>	<p style="text-align: center;">○横浜市立学校職員の勤務時間に関する規程</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号。以下「条例」という。）の規定に基づき、横浜市立の学校に勤務する職員のうち、用務員及び給食調理員以外の職員（以下「職員」という。）の勤務時間に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 削除</p> <p>（第3条 省略）</p> <p>第4条 削除</p> <p>（第5条 省略）</p> <p>第6条から第8条まで 削除</p>

2 前項の規定により、休業日に代わる日を与える場合においては、教育委員会は、その職員に対し、あらかじめ当該休業日の翌日から当該休業日を起算日とする1週間後の日までの期間（業務上特に支障があるときは、当該休業日を起算日とする4週間前の日から当該休業日を起算日とする8週間後の日までの期間）内の日を当該休業日に代わる日として指定しなければならない。ただし、休業日及び当該休業日に代わる日が4週間を通じ4日以上となるように指定しなければならない。

（職員の休業日の振り替えの特例）

第8条 教育委員会は、前条の規定による職員の休業日の振り替えについて、公務の能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合において、同条の規定により難いときは、別段の定めをすることができる。

（再任用短時間勤務職員の勤務時間等）

第9条 第2条から第5条までの規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日は、別表を標準として教育委員会が定める。

（第2項及び第3項 省略）

（育児短時間勤務職員等の勤務時間等）

第10条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、教育委員会が定める。

2 育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振りについては、1日につき7時間45分を超えない範囲で、教育委員

（再任用短時間勤務職員の勤務時間等）

第9条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日は、第3条及び第5条の規定にかかわらず、別表を標準として教育委員会が定める。

（第2項及び第3項 省略）

（育児短時間勤務職員等の休憩時間）

第10条 第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあつては、1日の勤務時間が6時間を超える場合には、高等学校に勤務する校長等にあつては1時間、それ以外の職員にあつては45分の休憩時間を置くものとする。

会が行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校の円滑な運営上特に必要と認められる場合には、別に勤務時間を割り振ることができる。

4 第4条の規定にかかわらず、教育委員会は、当該育児短時間勤務の内容に従い、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設けるものとする。

5 第5条の規定にかかわらず、教育委員会は、1日の勤務時間が6時間を超える場合には、高等学校に勤務する校長等にあつては1時間の、それ以外の職員にあつては45分の休憩時間を置くものとする。

6 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校の円滑な運営上特に必要と認められる場合には、別に休憩時間を置くことができる。

(専決)

第11条 第2条から第5条まで、第9条及び前条の規定により教育委員会が行う勤務時間の割振り等は、当該職員の所属する学校の長(校長代理を含む。以下同じ。)がこれを専決する。

2 勤務時間を超える、又は休日の勤務の命令及び第7条の規定に基づく休業日の振り替えは、当該職員の所属する学校の長がこれを専決する。

(第12条及び第13条 省略)

別表(第9条) 省略

(専決)

第11条 条例第3条並びに第3条、第5条、第9条及び前条の規定により教育委員会が行う勤務時間の割振り等は、当該職員の所属する学校長及び校長代理がこれを専決する。

2 勤務時間を超える勤務及び休日の勤務の命令並びに条例第3条の2の規定による勤務を要しない日及び休日の振替は、当該職員の所属する学校長及び校長代理がこれを専決する。

(第12条及び第13条 省略)

(施行期日)

1 この達は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

別表(第9条) 省略

横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正
に関する臨時代理報告について

1 改正の趣旨

「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例(昭和26年12月条例第61号)」の一部改正により、教育委員会が所管する「横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程(平成11年3月教委達第1号)」に定める規定の一部が同条例で定められたため、重複部分を同規程から削除しました。

2 改正の主な内容

「横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程」第2条(勤務時間の割振り)、第4条(勤務を要しない日)、第7条(職員の休業日の振り替え)、第8条(職員の休業日の振り替えの特例)、第10条第1項から第4項及び第6項(育児短時間勤務職員等の勤務時間等)を削除しました。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 臨時代理報告となった理由

「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の制定に係る市会議案は、平成31年3月19日の横浜市会定例会本会議において議決されましたが、議決から同条例の施行までの間に教育委員会を開催するいとまがないことから、教育長に委任する事務等に関する規則(昭和29年2月横浜市教育委員会規則第1号)第3条第2項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理しました。

また、この改正は、同条例の改正に伴った関連規程の整理のみを行ったもので、これまでの教育委員会における運用と変わるものではありません。